

2010年6月18日より、

お借入のルールが変わりました。

2010年6月18日の貸金業法改正により、お借入のルールが変わりました。
このページでは、法改正においてお客様のご理解を深めて頂く為、特に重要な部分をご説明します。

「総量規制」がスタートしました。

「総量規制」とは

- ① 年収の3分の1を超えるお借り入れは原則制限されます。
- ② 当社ご利用限度額と他社ご利用残高の合計額が100万円を超える場合には、収入証明書類のご提出が必要になります。

【例外として...】

総量規制には、クレジットカードによるショッピング、銀行からのお借り入れ、住宅ローン、自動車ローンは含まれません。



例

Aさんの場合



年収300万円

お借入の上限は100万円。

(300万円 ÷ 3 = 100万円)

主婦Bさん、夫Cさんの場合



年収0万円 年収600万円

お借入の上限は夫婦合算で200万円。

(600万円 ÷ 3 = 200万円)

※配偶者様の同意書、その他必要書類有り

ご本人様に収入がない場合(専業主婦、その他)

収入がない方がお借入しようとする場合には配偶者様の同意が必要となり、その他必要な書類を提出しなければいけません。

収入証明書類のご提出について。

収入証明書類の提出が必要なケース

- ・当社ご利用限度額が50万円を超える場合。
- ・当社ご利用限度額と他社ご利用残高の合計額が100万円を超える場合。

収入証明書類の種類について



会社員・パート・アルバイトの方

源泉徴収票・・・1年間(1～12月)の給与および所得税の源泉徴収額を証明する書類です。給与所得の源泉徴収票は毎年勤務先から発行されます。

給与明細書・・・勤務先が支払った明細が記載された書類です。
(2カ月分) 直近3カ月以内に発行されたものの内2ヶ月分をお願いします。



年金受給者の方

年金振込通知書・・・1年間の年金支払予定を記載した書類で、毎年6月頃に
社会保険事務局から発行されます。

年金証書・・・裁定請求手続きを行ってから約2カ月ほどで送付される書類です。



自営業者の方

確定申告書・・・1年間(1～12月)の所得と源泉徴収額を申告し、税額を確定させる申告書です。
通常、毎年3月15日までに各地の税務署に提出します。

上記書類以外に青色申告決算書・納税通知書・課税証明書・収支内訳書・支払調書も有効です。

総量規制、収入証明書類についてご不明な点がある場合は、
恐れ入りますが下記フリーコールまでお問合せ下さい。

ベルーナ・ノーティス
0120-77-0210(平日9:00～20:00 土・祝9:00～17:00)

お申込みはコチラから

<インターネットなら24時間お受付可能です。>